

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
令和5年2月8日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 ； 関東信越（神奈川）（受）第 2200121 号
厚生局事案番号 ； 関東信越（神奈川）（厚）第 2200065 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 27 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 27 年 7 月から同年 9 月までの標準報酬月額については、41 万円から 50 万円とする。

平成 27 年 7 月から同年 9 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 27 年 7 月から同年 9 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 男
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和 32 年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 平成 27 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

厚生年金保険の記録によると、私の請求期間に係る標準報酬月額は、A 社から支払を受けた給与支給額に基づく標準報酬月額より低額で記録されている。

調査の上、請求期間について正しい標準報酬月額に記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

事業主の回答及び陳述並びに請求者及び事業主から提出された裁判等関係資料（写）から、請求者が請求期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（41 万円）を超える標準報酬月額（50 万円）に相当する報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額（50 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 27 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間について、請求者の請求内容どおりの報酬月額に基づく健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているが、当該期間について、日本年金機構が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（取得年月日：平成 27 年 3 月 1 日）、同資格喪失届（喪失年月

日：平成 27 年 6 月 1 日) 並びに上記裁判等関係資料 (写) により、事業主による請求者の労働契約上の地位に係る認諾に伴い提出されたものと推認される同資格喪失に係る取消届 (提出日：平成 30 年 10 月 2 日) 及び平成 27 年 9 月適用の同報酬月額算定基礎届 (提出日：平成 30 年 11 月 1 日) に係る報酬月額がオンライン記録における標準報酬月額 (41 万円) に見合う額となっていることが確認できることから、事業主は報酬月額をオンライン記録どおりの標準報酬月額に見合う額として各届出書を提出し、その結果、年金事務所は、請求者の平成 27 年 7 月から同年 9 月までの期間に係る厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 ； 関東信越（神奈川県）（受）第 2200198 号
厚生局事案番号 ； 関東信越（神奈川県）（国）第 2200014 号

第 1 結論

昭和 63 年 9 月から平成元年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 ； 女
基礎年金番号 ；
生 年 月 日 ； 昭和 42 年生
住 所 ；

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 ； 昭和 63 年 9 月から平成元年 3 月まで

私は、A 社を退職した直後の昭和 63 年 9 月頃に、B 郡 C 村（現在は、D 市）の役場で国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、数か月分ずつ何回かに分けて、請求期間当時に同村役場の窓口で納付した。

請求期間が未加入による未納期間となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A 社を退職した直後の昭和 63 年 9 月頃に、C 村役場で国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料については、数か月分ずつ何回かに分けて、請求期間当時に同村役場の窓口で納付したと主張している。

しかしながら、請求者が主張している昭和 63 年 9 月頃に国民年金の加入手続が行われた場合には、請求期間当時に C 村において国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、オンライン記録及び E 市の国民年金被保険者名簿によると、請求者の国民年金手帳記号番号（*）は、同市で払い出された番号であることが確認できる上、請求者の国民年金被保険者の資格取得日である平成 2 年 9 月 1 日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果においても、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、D 市は、請求期間の国民年金に関する届出及び国民年金保険料の納付状況を確認で

きる資料は保存期間満了により保管していない旨回答している。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。